

平成18年10月2日制定

大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表実施要領

(目的)

第1 本要領は、大阪市財第8631号(H14.3.29付)「請負工事成績評定要領」(以下「評定要領」という)により作成された結果について、請負者への通知及び公表に関する事項を定める。

(評定点等の通知及び公表)

第2 理事長が指定する職員(以下「指定職員」という)は、契約金額100万円を超える工事について、請負工事成績評定点(以下「評定点」という)を定めた場合は別紙様式-1により当該工事の請負者に対し、速やかに通知を行う。

2 指定職員は、契約金額3,000万円以上の工事について、評定点を定めた場合は、速やかに公表を行う。

(説明請求)

第3 第2の通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日)以内に書面により、理事長に対し、評定点等について説明を求められることができる。

(説明請求に対する回答)

第4 理事長は、第3により説明を求められた場合、「大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表に関する審査委員会」(以下「委員会」という)の審査の結果に基づき、速やかに別紙様式-2-①又は②、若しくは3により回答する。

2 理事長は、前項の回答を行ったときは、別紙様式-4により、大阪市住宅局長に回答内容を報告する。

(再説明請求)

第5 第4の通知を受けた者(契約金額3,000万円以上の工事の請負者に限る)は、通知を受けた日から起算して14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日)以内に書面により、理事長に対して再説明を求められることができる。なお、再説明は1回に限る。

(再説明請求に対する回答)

第6 理事長は、第5により再説明を求められた場合、委員会の審査の結果に基づき、速やかに別紙様式-5により回答する。ただし、対象案件が市営住宅に関するもの場合は、委員会の審査の後、大阪市入札等監視委員会の審議を経たうえで回答する。

2 理事長は、前項の回答を行ったときは、別紙様式-6により、大阪市住宅局長に回答内容を報告する。

(閲覧図書)

第7 契約金額3,000万円以上の工事については、工事成績評定通知書の写しを公表する。

(公表の期間)

第8 第7の公表の期間は、第2の公表より当該工事年度の翌年度末までとする。

附則

この要領は平成18年10月2日以降に完成する工事について適用する。

契約の相手方

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社
部

〇〇〇〇課長 〇〇 〇〇
(指定職員)

工事成績評定通知書

貴社が受注した工事について、「大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表実施要領」に基づき成績評定結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、この通知を受けた日から起算して14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日)以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表に関する審査委員会の審査を経たうえ、書面により回答いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についてのお問い合わせは下記の通りです。

1. 契約番号・工事名 号 工事
2. 工期 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3. 完成検査年月日 平成 年 月 日
4. 成績評定結果 点
5. 説明請求送付先 及び手続等の問合せ先 〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
住まい情報センター 6階
大阪市住宅供給公社 総務部経理課(調達担当) 宛
TEL 06-6882-7003

貴社がこの「工事成績評定通知書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。
・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した 平成 年 月 日 です。
・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

契約の相手方

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社
理事長 丸山 英看 印

工事成績評定に係る説明書

平成 年 月 日 付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記の通り回答します。

本説明書に疑問がある場合は、この書面の回答書を受けた日から起算して14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日)以内に書面により、1回に限り再説明を求めることができます。

再説明は、大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表に関する審査委員会の審査、及び大阪市入札等監視委員会の審議を経たうえ、書面により回答いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についてのお問合せ先は下記の通りです。

1. 契約番号・工事名

号

工事

2. 疑義に対する回答

3. 説明請求送付先
及び手続等の問合せ先

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
住まい情報センター 6階

大阪市住宅供給公社 総務部経理課(調達担当) 宛
TEL 06-6882-7003

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。

- ・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した 平成 年 月 日です。
- ・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

契約の相手方

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社
理事長 丸山 英看 印

工事成績評定に係る説明書

平成 年 月 日 付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、下記の通り回答します。

本説明書に疑問がある場合は、この書面の回答書を受けた日から起算して14日(期間の末日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法第178号)に定める休日、12月29日から同月31日、1月2日、同月3日、日曜日、土曜日に当たるときはその翌日)以内に書面により、1回に限り再説明を求めることができます。

再説明は、大阪市住宅供給公社請負工事成績評定通知及び公表に関する審査委員会の審査を経たうえ、書面により回答いたします。

なお、再説明を求める場合の書面の送付先及び手続等についてのお問合せ先は下記の通りです。

1. 契約番号・工事名

号

工事

2. 疑義に対する回答

3. 説明請求送付先
及び手続等の問合せ先

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
住まい情報センター 6階

大阪市住宅供給公社 総務部経理課(調達担当) 宛
TEL 06-6882-7003

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。

- ・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した 平成 年 月 日です。
- ・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

契約の相手方

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社
理事長 丸山英看 印

工事成績評定に係る説明書

平成 年 月 日 付けで貴社から説明を求められました評定内容につきまして、
下記の通り回答します。

なお、再説明を求めることはできません。

1. 契約番号・工事名

号

工事

2. 疑義に対する回答

貴社がこの「工事成績評定に係る説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。
・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した 平成 年 月 日 です。
・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

大市住公第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅局長 様

大阪市住宅供給公社
理事長 丸山 英看 印

工事成績評定に係る説明に関する報告書

平成 年 月 日 付けで下記の業者から説明を求められました評定内容につきまして、疑義に関する回答の内容を報告します。

1. 契約番号・工事名 号 工事

2. 疑義に対する回答

大市住公第 号
平成 年 月 日

契約の相手方

所在地
商号又は名称
代表者氏名

様

大阪市住宅供給公社
理事長 丸山英看 印

工事成績評定に係る再説明書

平成 年 月 日 付けで貴社から再説明を求められました評定内容につきまして、
審議等の結果下記の通り回答します。

1. 契約番号・工事名

号

工事

2. 疑義に対する回答

貴社がこの「工事成績評定に係る再説明書」の通知を受けられた日は次のとおり扱います。
・ 直接お渡しした場合は、この通知書をお渡した 平成 年 月 日 です。
・ 郵送によりお渡しした場合は、この通知書が貴社に配達された日です。

大市住公第 号
平成 年 月 日

大阪市住宅局長 様

大阪市住宅供給公社
理事長 丸山 英看 印

工事成績評価に係る再説明に関する報告書

平成 年 月 日 付けで下記の業者から再説明を求められました評価内容につきまして、疑義に関する回答の内容を報告します。

1. 契約番号・工事名 号 工事
2. 疑義に対する回答
-
-
-
-
-
-
-
-
-
-